

令和7年度
大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

令和7（2025）年4月
大阪府

1 グリーン調達方針の意義・目的、対象、基本原則、実施手順

大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）を参照すること。

2 役務の基本的考え方

ここに掲げた対象業務に該当するか否かにかかわらず、環境物品等を用いて提供される業務においては、本調達方針の物品等に係る判断基準に適合した環境物品を使用するものとする。また、すべての役務について本調達方針の基本原則にしたがった発注に努めるとともに、「会議運営」をはじめ大阪府が自ら当該業務を行う場合も、判断基準等を遵守するものとする。

3 定義

判断基準	調達にあたり、 必ず適合させるべき基準（環境物品等の要件） 。 判断基準に適合した物品等の調達状況（適合率等）について目標を定めている。
基準値 1	判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	環境物品等を調達するに当たって 配慮することが望ましい事項 。調達者の判断により、物品等の要件に追加することができる。 なお、本調達方針においては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」と同等の事項については記載を省略している。
★が付された品目または基準等	大阪府独自の規定。

4 2 段階判断基準設定業務（役務関連分野のみ抜粋、基準値 1・2 の詳細は各品目の判定基準等参照）

分野		業務
22	役務	食堂

5 留意事項

（１）判断基準及び配慮事項の詳細については、令和 7 年 1 月 28 日に国が変更閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参照する。

なお、本調達方針の中で表●、別表●という表現があるものは、国の基本方針の当該箇所を参照すること。

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

＜環境物品等の調達の推進に関する基本方針＞ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

品目別の詳細な解説については、令和 7 年 2 月に国が公表した「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。

＜グリーン購入の調達者の手引き＞ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

（２）調達に当たっては、大阪府認定リサイクル製品その他のリサイクル製品の調達に留意するものとする。

＜大阪府認定リサイクル製品＞ <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/>

（３）物品等の輸配送時には、知事が定める「大阪府グリーン配送実施要綱」等の条件に留意する。

＜大阪府グリーン配送＞ https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/haigas/green_index.html

（４）必要とされる機能や性能等を有するもので、本調達方針の「判断基準」を満たすものが市場にない場合等、「判断基準」を満たすものの調達が困難と思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合には、脱炭素・エネルギー政策課（内線 2691）まで問い合わせること。

6 数値目標及び判断基準等

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（台数（自動販売機設置）・件数（それ以外））

＜判断基準＞

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
省エネルギー診断	○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。	当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。
食堂	○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、基準値1は、次の①又は②及び③から⑭までの要件を、基準値2は、次の③から⑭までの要件をそれぞれ満たすこと。 ①食堂内における飲食物の提供に当たっては、環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。 ②食堂内における飲食物の提供に当たっては、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。 ③生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ④繰り返し利用できる食器が使われていること。 ⑤食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ⑥食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑦食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑧食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑨提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑩食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑪食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。	※会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断基準を準用する。 ※判断基準①の「環境負荷低減の取組の「見える化」とは、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）及び「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（令和6年3月農林水産省策定）に基づく農業者等による環境負荷低減の努力の評価とそのラベル表示をいう。  ※判断基準②の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成18

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
		年法律第 112 号）第 2 条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。 ※判断基準①及び②については、当該要件を満たす農産物又は加工食品若しくは加工品を常時取り扱うことが困難な場合において、提供する飲食物の種類、量、提供期間等の一部においてそれらを取り扱うことで、適合しているものとみなす。 ※判断基準⑤に記載したワンウェイのプラスチック製の容器等には、プラスチック製以外のワンウェイの容器等も含まれる。 ※ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用について、対象となる場所は「食堂内」。食堂外（店頭・庁舎内移動販売）は対象外。 ※判断基準⑩については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
自動車専用 タイヤ更生	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ②再生することなく再溝切り（リグループ）が可能であること。	◆JIS K 6329 に適合する 更生タイヤは適合品です。 ◆「REGROOVABLE」のマーキングがあれば、適合品です。 ※対象は、小形トラック用タイヤ、トラック 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
自動車整備	①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 ヶ月点検において判断基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から 20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。	及びバス用タイヤ、産業車両用タイヤ、建設車両用タイヤとする。 ※本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。 ※判断基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。 ※部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合には、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。 ※判断基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2 サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。
庁舎管理	①庁舎管理において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。 ②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理基準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。 ア. 空気調和設備、換気設備 イ. ボイラー設備、給湯設備 ウ. 照明設備、昇降機、動力設備 エ. 受変電設備 ③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。 ④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した	※判断基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。 ※判断基準②の管理基準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）を参考とし、必要に

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
	場合は、その要因についても検証すること。 ア．エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ．水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ．廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。） ⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。 ⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。 ⑧庁舎管理に空調設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。	応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。 ※判断基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、<u>別表2</u>を参考として選定するものとする。
植栽管理	①植栽管理において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。 ②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。	※対象は、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
加煙試験	○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。	※消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断基準を適用する。
清掃	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．清掃において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。 イ．洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ．ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 エ．資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった	◆エコマーク認定された清掃サービス事業者は判断基準を満たす。 ◆洗剤の「持続可能な原料」とは、RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）認証を取得したものなどが該当する。  

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
	場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 オ. 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
タイルカーペット洗浄	①洗浄に使用する機器の消費電力量が 0.22kWh/m²以下であること。 ②洗浄に使用する水量が 40L/m²以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断基準（「清掃」参照。）を満たすこと。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が 5 ポイント以上であること。	※対象は、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することを行う。
機密文書処理	①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じつつ、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ. 破碎処理に当たっては、紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。	◆エコマーク認定された機密文書処理サービス事業者は判断基準を満たす。 ※判断基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。 
害虫防除	①害虫防除において使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。 ②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ	※対象は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
	効果的に行われていること。	
輸配送	①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤モーダルシフトを実施していること。 ⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。	◆<u>グリーン経営認証取得事業者（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）</u>  は、輸送に係る判断基準を満たす。 ※対象は、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
旅客輸送	①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。	◆<u>グリーン経営認証取得事業者（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）</u>  は、輸送に係る判断基準を満たす。
庁舎等において営業を行う小売業務	○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。 ①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア、食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 イ、食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ、食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。 エ、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ、食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。	※判断基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。 ※判断基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
	④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上使用されていること。 イ．呼び厚さが 0.02mm 以下であること。 ウ．素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。	対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
クリーニング	①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。	※対象は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断基準は適用しない。
飲料自動販売機設置	①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が 1000kWh 以下であること。 イ．エネルギー消費効率達成率が 120%以上であること。 ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④自動販売機本体は表 2 に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤自動販売機の照明には LED が使用されていること。 ⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ★ペットボトル飲料の選択ボタン数または商品種類（同一商品を 1 種類とする。）の割合を、全体の 1 / 3 以下とすること。（ただし、野外施設や体育館など、熱中症対策のために水の確保が特に必要となる場所に設置するものにあつては、引き続き配慮事項とする。）	◆清涼飲料自動販売機協議会のグリーン購入法適合機種は判断基準①～⑨を満たす。 ◆省エネ法トップランナー基準を満たした製品は、エネルギー消費効率に係る基準を満たす。 ※対象は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器（紙カップを除く）飲料自動販売機を契約又は使用許可により設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、対象外とする。 ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
		④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの ※本項の判断基準は、設置に係る契約又は使用許可の期間中、もしくは契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しない。 ※判断基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。
引越輸送	①梱包及び養生に使用する物品が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品が使用されていること。 ②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。	◆<u>グリーン経営認証取得事業者（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）</u>  は、輸送に係る判断基準を満たす。 ※対象は、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
会議運営	○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。なお、大阪府が主催・運営する会議においても遵守するものとする。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が本調達方針対象品目に該当する場合は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、「Ⅰ 物品編」の「納入印刷物」に係る判断基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。	※委託契約等により会議の運営を含む業務。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）

対象業務	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務」も参照すること	備考
	④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズまたはウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。	
印刷機能等提供業務	①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断基準を満たすこと。 エ. スキャナにあっては、スキャナに係る判断基準を満たすこと。 オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断基準を満たすこと。 カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断基準を満たすこと。 ③用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断基準を満たすこと。 ④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。	※「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本調達方針「Ⅰ 物品編」の「５. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「７. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。
★産業廃棄物の処理の委託	○産業廃棄物処理の委託業者への引渡しにあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、電子マニフェストを利用すること。 【配慮事項】 ○廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に基づき、優良な産廃処理業者として認定を受けたものであること。	※府の会計で府が排出事業者となり産業廃棄物を委託処理する所属を対象とする。
★電気	○入札に付する際には「大阪府電力の調達に係る環境配慮方針」に従い入札、契約すること。 【配慮事項】 ★二酸化炭素排出係数がより低く、かつ、再生可能エネルギーの比率の高い電力の調達に努めること。	※電気の二酸化炭素排出係数は、毎年度国が公表する電気事業者別排出係数を参照する。 （参考）電気事業者別排出係数